# 交通事故被害者の会

発 行 北海道交通事故被害者の会

代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目 ノースキャピタルビル4階

第39号 2012年8月20日 (年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事犯被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

# 法廷での意見陳述 妻を奪った加害者へ 北広島市 橋本 昇

私は橋本京子の夫で、橋本昇と申します。40年間の結婚生活でありました。2人の子どもにも恵まれ、 夫婦共に孫の成長を楽しみにしながらの充実した日々を過ごしておりました。

私は福祉関係の会社で管理者として勤務しており、事故後も利用者と接する時はいつもの自分を失わないようにと努力しておりました。しかし、見た目や動作が仕草がいつもと違っていたのでしょう。利用者からは「橋本さんどうしたの」と言う声が度々聞かれるようになり、利用者や会社に心配や迷惑をかけてはいけないという思いで、事故後、会社の理解を得て退職いたしました。ちなみに、利用者が動揺してはいけないという想いから、事故のことは一切知らせませんでした。その間、辛い思いをいたしました。この気持ちは誰にも解らないと思います。私の大好きな仕事でした。天から授かった仕事と思いながらの毎日でした。未練は大いにあります。残念です。今でも毎日のように利用者の顔、声、楽しかったこと、心配したこと、語り合った事等が思い出されます。

この忌まわしい事故以来、私の生活は一変いたしました。食事も受けつけなく、眠れない日々が続き、体力も気力も落ち込み、周りの人達にも多大なる迷惑をおかけいたしました。でも自分ではどうしょうもできませんでした。

京子は料理が上手で、いつも美味しくいただいておりました。栄養のバランスにも気を配っておりました。食べ残したことは一度もありません。外出の時はいつも手作りの弁当をもって行き。楽しく語り合っておりました。今は、食事を作る度、仏壇に持って行き、「これはどうだ」と問いかけながら供えております。家の中の整理はほとんどできておりません。見るもの、触れるもの等、一つひとつに思い出があり、心が痛みます。長男の二人目の子どもが11月に生まれました。指折り数えてその日を楽しみにしておりました。孫を抱いている自分を想像していたことでしょう。抱いて欲しかったです。事故現場は、毎日通ります。そのたびに手を合わせ「俺たちは元気だよ」と話しかけております。くやしいです。

加害者に対して言わせていただきたいと思います。

事故当日、手術中の病院の待合室で「すみません、すみません、すみません」と何度も謝っていましたが、その後、何の連絡もありません。どうしたのでしょうか。誠意が全くありません。他人を不幸のどん底に落とし、自分はいつもと変わらずの生活をしている。許されて良いのでしょうか。人間であるならば誠意を見せてください。私、家族、京子の両親・姉妹は肉体的・精神的苦痛に耐え忍んでいるのです。わかりますか。少しでも誠意があるのなら、月命日の事故現場への献花は怠ることなく行って下さい。(中略)誠実な対応を求めます。もっともっと言いたいことはありますが・・・。

(2011年9月28日、札幌地裁公判廷での、意見陳述より)

※事件の概要:2010年8月13日、北広島市西の里南1の国道交差点で、横断歩道を青信号で歩行中の橋本京子さん(59歳)は、右折してきた漫然走行の車にはねられ亡くなりました。加害者への刑罰は禁固2年、執行猶予4年でした。

#### 〈今号の主な内容〉 特集 2012年定期総会・交流会 ②~③ 定期総会

- <u>④~⑨ 交流会での発言「犠牲を無にしない、私たちのとりくみ」</u> ⑨「いのちのパネル展」感想
- ⑩「命の大切さを学ぶ教室」の報告(高石洋子)と感想文 ⑪ 会員報告「初めての講話」(高橋利子)
- ⑫「任意保険と有利な情状」内藤裕次 ⑬ 要望事項 ⑭ ⑮要望事項の実現をめざして~危険運転致死傷罪
- の適用要件緩和など刑罰適正化、要望書の提出、「逃げ得の無い法整備を求めて」、他 ⑯ 編集を終えて

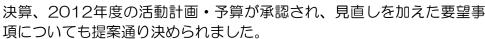
定期総会

# 2012年定期総会・交流会開く

発足以来13回目となる定期総会は5月12日13 時半より、かでる2・7を会場に20家族25人の出 席で行われました。(総会時の会員家族数114)

司会は副代表の小野さん。犠牲者への黙祷を捧げたあと、来賓の道警交通部と道交通安全協会よりご挨拶を受けました。総会議事は、伊藤世話人

の議長により滞りなく 進められ、活動報告と



総会後は会員交流会が同じ会場で行われ、とりくみや近況を語り・交流しました。(p4~9)

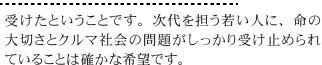


お忙しい中、来賓としてお越しいただいた道警交通部、道交通安全協会の方々に心より御礼を申し上げます。

最初に、今、黙祷を捧げましたが、発足以来 13 年にわたって世話人を務められた水野親さんの生前 の功績等について一言お礼を述べさせていただきま す。病魔とたたかっておられましたが、先月11日、 ちょうど世話人会の日の朝、逝去されました。発足 当初からいつも奥様とお二人で出席されており、1年 前のこの総会にも、お元気で係として写真を撮って いただいておりました。犠牲を繰り返してはならない と体験講話も数多く行っていただきました。「いのち のパネル」のネーミングも水野さんの提案です。い つもにこやかな笑顔で私達を励ましてくれていまし た。本当にお世話になりました。今はきっと、先に 天国に逝かれた寛子さんと会い、そして一緒に私達 を見守ってくれていると思います。私達は天国のお 二人の思いも改めて心に刻み、ご冥福を祈りながら、 今日の総会と交流会を成功させることが水野さんの 恩に報いることと考えます。

さて、当会は発足以来、被害者どうしの相互支援 と、犠牲を無にせず交通死傷被害ゼロの社会を作る という二つを目的に活動を続けてきております。

後ほど議事の中でも報告させてもらいますが、昨年度は、道警犯罪被害者支援室の「命の大切さを学ぶ教室」という事業との連携で、中学校での講話機会が昨年の1校から25校へと飛躍的に増えるなど成果をあげていることに感謝を申しあげたいと思います。その中で嬉しいことがございました。この事業で、高石洋子さんの講話を聞いた苫小牧の中学生の感想文が、全国の感想文コンクールで最高賞を



しかしながら、先月京都で立て続けて起きた悪質な事件をはじめ、全国で頻発する死傷被害の報道に、胸を痛め、沈鬱な気持ちでおられるのは皆様同じと思います。クルマが残念ながら凶器のように使われ、未だ、多数の被害事故がどこで起きてもおかしくない状況に置かれていています。

この根底にあるのは、根深い人命軽視の「クルマ 優先社会」であると思いますが、二つの問題を再度 強調します。

一つは、特に通学路など生活道路は、道路=車道ではないのに、クルマ通行の便宜だけが優先されていること。二つは、線路上の列車でなく、あるいは空を飛ぶ航空機と異なり、子どもやお年寄り、歩行者、自転車が共存する道路で、多数人を殺傷する破壊力をもったクルマを運行することには、電車の運転手や航空機のパイロット以上の訓練や運行管理が必要なはずなのに、あまりに安易にハンドルを握らせていることです。

対策として、例えば、免許取得・更新の際に「医学的運転適性検査」を義務づけることや、悪質な道交法違反者は全て免許取り消しとし、再取得の条件も格段に厳しくするなど、免許付与条件を厳格にすることなどが早急に求められていると思います。議案の要望事項の中で討議をお願いします。

これも資料に紹介しておりますが、本日「参加できませんが・・・」とお便りをいただいた会員の方からも、切なる思いが綴られておりますので、お読みください。そして私たちは、参加したくてもできない多くの会員思いを共有し、有意義な討議と交流を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

# 来賓挨拶 来賓挨拶

# 北海道警察本部 交通部管理官 守谷 明浩 氏

平素から各種講演活動や「いのちのパネル展」などを通じ、交通事故の悲惨さを広く社会に訴えられ、安全意識の高揚と事故防止に特段のご尽力を頂いていること



に対し、敬意と感謝を表する次第です。

昨年、北海道で交通事故で亡くなられた方は、25人減少し190人、怪我をされた方は2,391人減少の19,705人でした。死者数が減少したことは大変喜ばしいことではありますが、いまだ190人もの方々が尊い命を失い、亡くなられた方の何倍もの遺族の方々が深く悲しみ,苦しみ、そして自らの人生が大きく変わってしまったという現実、また運よく命は助かったものの、一生涯、不自由となった身体や痛みとともに人生を歩むことを余儀なくされた方がいるという現実があります。

会が平成11年に設立されてから13年、この期間に、 危険運転致死傷罪が新設され、飲酒運転の罰則が 大幅に強化され、また被害者参加制度など、少しず つ良い方向に社会や制度が変わってきていると思っ ています。しかしながら、被害者でなければ理解で きないことがまだまだ沢山あると思っております。 そのようなことを考えながら、皆様の声である「癒されぬ輪禍」〜最愛の人を交通事故で亡くされた方々など23名の手記〜を、先日、読み直してみました。あまりに悲しすぎます。かけがえのない人生、愛する家族、恋人を、一瞬にして奪ってしまう交通事故の悲惨さ、残酷さというものに、今更ながら、胸が締めつけられる思いが致しました。この本に書かれていた、「私はどうしてこんな目に遭わなくてはならなかったの?」という問いかけに、どのように答えればよいのか、きちんと説明できない自分がいるということを実感し、本日の会議に出席させていただいております。

亡くなられた方々の魂の叫びや、皆様方による命の大切さを訴える一つひとつのメッセージが、強い説得力を持って、交通事故の悲惨さを社会に理解してもらう大きな力となるのだということを改めて感じたところであります。

交通事故のない安全で安心な社会の実現は、誰もが願っていることです。道民一人ひとりが命の重みをかみしめ、亡くなられた方々の声なき声に真に耳を傾け、交通事故で苦しむ人がこれ以上増えることがないよう、交通安全の輪が広がっていくことを切に望んでいるところです。

皆様方におかれましても、引き続き、被害者相互 の支援活動と併せて、交通事故撲滅のため、ご尽 力をいただけますようお願い申し上げます。

#### (財)北海道交通安全協会

#### 企画推進部長 新谷 惠司 氏



事故など, 悲惨な事件事故が連続して起きています。 中でも、春の全国交通安全運動の最中、京都祇園 では軽自動車が暴走し,歩行者と運転していた男性 を含め8人もの尊い命が奪われました。

報道によりますと、運転手には「てんかん」の病 歴があって、最初にタクシーに追突した後、てんか ん発作を起こした可能性もあるとして、京都府警は 原因究明に向け捜査しているようです。

実はてんかん患者というのは、100人に1人の割合で存在していますので、てんかんは希なる病気ではなく「ありふれた病気」と言えます。ただ、私たちの身近にその存在が感じられないのは、偏見や差

別を恐れて口にしない患者が多いことと、薬の服用 によって、大半の患者は発作を抑えることが出来る ためだと言われております。

一方、てんかんに限らず、低血糖の等の患者も、 医師による治療や、薬の服用をしていないと意識を 失う「大発作」を起こす可能性もありますので、「て んかん=意識を突然失う病気=危険である」との考 え方は、正に偏見そのものではないでしょうか。

今後、この惨事が病気による発作か、或いは他に 原因があったのか、その真相が明らかにされること を願っているところです。

次に、道安協の現状ですが、全ての事業が一般 競争入札に移行となり、運営全般にわたり年々厳し さを増しています。現在、事業の合理化、リストラ、 給与削減など大幅な改革を進めています。

なお、被害者の会に対する当面の支援は、引き 続き運行うことにしておりますが、将来展望に不透明 な部分もありますので、先々支援の見直しは必至の 情勢かと思われます。私どもとしては、そうならない よう最大限の努力をしておりますので、是非ご理解 を願いたいと思います。

前向きな話題とはなりませんでしたが、本日の総会が盛会裏に行われますことと、皆様の益々のご健勝をご祈念申しあげまして挨拶とさせていただきます。

#### 会員交流会での発言①

# 犠牲を無にしない私たちのとりくみ

総会後の会員交流会には会員29人が出席。恒例となった「犠牲を無にしない私たちのとりくみ」をテーマに、いつも支援していただいている青野弁護士も加わり、率直な報告·交流が行われました。

最初に高石さんから体験講話の報告があり(p10)、次いで、真島さん(写真中央)と青野弁護士(写





真左)から、被害者参加・裁判員裁判のとりくみ報告を受けました。(会報38号p1~4参照)

後半は、参加者全員が近況や取り組みを報告し合いましたが、 特に昨年の総会以降に会員になられた方など初参加の方の涙な がらの発言もあり、私たちが辛くても互いに心を寄せ合い、し

っかり会の活動を続けていくことの

🖥 大事さを、今年も確認し合いました。 出席出来ない方の思いも、

返信はがきやお手紙で届いたメッセージによって、心を通い合わせた交流会であったことも付け加えます。交流会後は、会場を移した懇親会に今年も18人が参加しさらに交流を深め、明日からの元気をわかちあいました。

以下は各発言の要旨です。(最初に初参加の方の発言を紹介しています)



# 父と兄を失いました

室蘭市 土屋 めぐみ

はじめまして。ここに来るのも本当に自信が無くて、 今日は辞退しようと思っていました。でも、父と兄の ためにがんばってここに来ました。

2010年9月4日、警察から「土屋友行さんのご家族の方ですか」という電話が来てはじめて事故のことを知りました。

兄の行方はその時はわからず、父は病院にいるものの心肺停止の状態でした。兄の行方は私自身が 道東の釧路方面の警察に片っ端から電話をかけやっ とわかったのです。兄は亡くなっていて警察署の霊 安室にいると聞かされました。

室蘭から釧路までなんとか車で走り、やっと会えた時は、ドライアイスに囲まれた冷たくなっていて傷だらけの父と、警察署の冷たい台の上で黒いビニールシートに入れられ、首には大きなガーゼが巻かれている兄でした。やっと会えたと思ったのに、こんな状態で会話さえもうできず会うことになるという最悪な結果でした。

父と兄は、9月4日の早朝にバイクで室蘭を出て走り、釧路で休憩をとった後、中標津方向に夕日を見に行ったと思います。しかし反対車線から飛び出してきた軽自動車に次々にはねられました。父兄が居なくなり女だけの生活は酷く辛いものです。

相手側は私と同じ歳の方で、今も手紙が来ていますが、許すことは絶対に出来ません。刑事裁判は終わりましたが、たった2年しか(刑務所に)入らないこともわかり、今年の6月をすぎあと1年で釈放されます。私たち家族は全く納得はいっていません。民事の方でなんとか自分の意思をもっと伝えていきたいと思っていますが、皆さんに色々教えていただきたくこちらに参加をさせていただきました。

どうか私たち家族の力になってください。

# 妻は、青信号で横断中ひかれました 北広島市 橋本昇

今、土屋さんの話を聞いてもらい泣きしてしまって …。 真島さんの事故から1か月後くらいに、青信号で 横断歩道を渡っている妻が、78歳の男性の運転する 車でひかれました。1回撥ねられて、また撥ね飛ば されて・・・。処置できなくて市立病院に移されており、集中治療室に入って・・・。 事故は午後4時過ぎだったのですが、9時45分に亡くなりました。

私はお墓は特に要らないと言ったのですが、親戚がすぐに作りました。でも、まだお墓に入れないで遺骨を家に置いている状態です。荷物の片づけも、いろんな思い出があり、触れることが出来ずにいる。そのような状態です。

# 妻は遷延性意識障害で意思疎通も できません <sub>手稲区</sub> 小石川 秀樹

私の妻が事故に遭ったのは昨年の10月です。幸いに生きていてくれましたが、遷延性意識障害・植物状態で、いまだに意思疎通が出来ない状態です。私は将来、在宅で彼女を介護したいので、そういう色々な在宅介護の情報が欲しくて入会させて頂きました。まだ2年以上入院期間がありますので、いろいろな情報を伺えれば幸いです。

#### 脳皆髄液減少症を負い

舟迫 広美

北海道で4月に集団訴訟が起きてますが、どうなるのか、今後見守っていきたいと思ってます。

私自身は「りきみで発症する病気は交通事故とは 関係ありません」と損保に拒否されました。

医学的に交通事故で発症することもあると発表さ

#### 会員交流会での発言②

## 犠牲を無にしない私たちのとりくみ

れたと知った時には、なにか自分が罪から解放されたような安堵感を感じました。

事故から6年、治療からも時間はたちました。体調の心配ごとはありますが、あの時に経験したような悪夢のような頭痛は、治療後、消えたまま再び感じることはなかったです。

交通事故、当事者に妥当な環境が早々に認められることを願います。

# 被害の辛さを伝えることが大切 西区 小笠原 良子

一昨年の暮に入会させてもらいました。娘が事故にあって3年。当初、事故の知らせを私は受けられず、娘は事故のことをはっきりとは覚えておらず、色々と大変なことがありました。今回、示談という形ではないのですが、ほぼ決着しました。

振り返ると、私にとっては娘の交通事故に影響を受け続けた3年間でした。時には心の病にかかったように、うつうつと暮らした日々もありました。色々な立場の方々から「たいした怪我でなくて良かった」と言われました。でも娘は、全身を打撲しており、軽い怪我ではありませんでした。私も医療について知識を得る機会を持つようになり、いかに娘の怪我の治療がずさんだったか、今さらながら驚いています。

私が今日どうしてもみなさんにお話ししたいと思っ ていたのは、加害者に望むこと、それはお金ではな いということ。心からの謝罪の言葉、良くなったかど うかそういうことを心配しているという暖かい言葉が 欲しかったこと。それと検察庁の検事は、加害者は 嘘をつくものだと私に言いましたが、嘘と知りながら 嘘をつく加害者を責めることもしないということ。この 頃色んな交通事故のニュースが私にもやっぱり胸に 響いてきます。私の娘は怪我だけで済みました。け れど私たちは、怪我をしてもやはり辛いということを 訴えていかなければと思うのです。そして、亡くな った方だけでなく、お友達もご兄弟も影響を受ける ということ。被害を受けるということがどんなに辛い か、それを言える者が言っていかなければならない と思うのです。ただ泣いているだけでは何も伝わら ず、何も変わっていかないと思います。自分に何が 出来るのかわからないですが、これからもこの会の 中で色々と勉強していきたいと思います。

# 8年経っても後遺症に苦しんでいます 北区 岩井 利江

まだ会員になって2年弱です。要望書の「重大な 違反を繰り返した場合や違反による死傷事故を起こ した場合などは永久に免許取得資格を与えないこと」 に、私も大賛成です。(真島さんの事件の)加害者 は、「運転はしません」と言っていましたが、出てき た後に、もしまた免許を取って運転を始めた時、そ れは偽証罪に問えないのか、当事者と関係のある人 たちは、加害者の追跡が出来ないのか、そんなこと を考え、交通事故被害者の会で出来ることはあるな と思っておりました。

私の事故の場合は、もう8年目なのですが、ずっと後遺症が残っています。そして、2年前にやっと証拠が出てきてわかったことですが、加害者と、両方の保険会社、両方の弁護士が警察を取り込んでやれば、証拠の作り変えがいくらでも出来、裁判になっても裁判官を自由に動かすことが出来るということを、私は、色んな自分の資料を取り、積み重ねて、実感したところです。

民事の札幌地裁の差戻審で、全面勝訴できました。それは、弁護士に降りられて困った私が裁判所の書記官にこぼしておりましたら、一言「岩井さん、自分が出したいもの全部出せば」と言ってくれて、自分で出来るんだと思い、資料を取り寄せ出したからなのです。しかし、その後も弁護士がいなかったものですから、一審の重要書類を提出することを知らず、高裁ではだめでした。

今、別なことに取り組もうとしていますが、今の世 の中、色々おかしいなと実感しています。

#### ( 亡き長女の誕生日 西区 前田 敏章

実は、今日は娘の34歳の誕生日なのです。17歳で亡くなり、それまでの素晴らしい日である誕生日が17回あって、その後、本当に気持ちが乱れてしまう、本人のいない誕生日が17回目なのです。 今実感しているのは、悲しみはだんだん癒えて元気になるというのではなくて、積み重なった分だけ辛くなるという思いです。

ただ、その辛い日に、こうして被害者仲間の交流 会に出られるというのは、娘と一緒に活動しているこ とが実感できるので、ありがたいです。

# (主人の17回忌 東区 内山 孝子)

主人が亡くなって今年が17回忌です。17回忌は、 子どもだけで主人の霊をととのえました。お坊さん が来る寸前に、鎌倉にいる娘からのお花が届き、主 人も大変喜んでいるのではないかと思います。

大きな事故がたくさんあり、非常に心を痛めていますが、危険運転致死傷罪がもっと活用されれば、

## 会員交流会での発言③

## 犠牲を無にしない私たちのとりくみ

事故も防げると思います。これから免許を取られる 方、運転する方が、もう少し命の大切さというものを しっかり心得てほしいと思います。

# 「亡き姪と共に」 白石区 亀田 美紀子

先ほど義兄の前田が姪 千尋のことを伝えてくれま したので思いは同じです。姪とともにまたここでがん ばりたいと思います。

# 発足時から 深川市 伊藤 博明

「癒されぬ輪禍」という小冊子に投稿したのがきっかけで、前田代表以下ずっと古株でお手伝いさせて頂いております。

# 怪我の人が正しく診断・賠償されるよう 清田区 荻野 京子

要望書の中の3-3「交通による後遺症が正当に診断・認定され、適正な治療および補償がされるよう医療機関への指導を徹底すること」という項目がありますが、なかなか怪我をした人の実情が変わらないのですね。自分の例で話しますと、昨年、今かかっている病院に「股関節の骨が折れていたのですね」と、事故から14年目にして初めて骨が折れたことを聞かされました。骨が折れたとかそういうものが、最初の診断で隠されているという事実があるのです。何とか怪我をした人が正しく診断され、損害賠償を受けられるように、今年1年頑張ってみたいということで、怪我をした方にアンケートを取って内閣府や国土交通省の方に、こういう怪我をした人が苦しんでいるということを強くアピールしていきたいと思いますので、ご協力いただけたらと思います。

先ほど内藤弁護士が14級を11級にしたということは すごいことだと思うのですよね。ですからぜひ交流 会でその事例を差支えない程度にお話が聞けたらい いなと思います。

本当に、亡くなった人は心の痛みがいつまでも続きます。でも怪我をした人は、自分の体でいつまでも痛み続けているのです。どうぞご協力をお願いいたします。

# ( 2回被害に遭い 南幌町 金本 利春

私も過去2回交通事故に遭いました。でもこうやって立っております。いろんな機会があり、被害者の会に入会させて頂き、最終的には青野先生にお世話になって解決したので、こうやって出て来られるようになったと思います。感謝の意味を持ちまして私も世話人ということで、出来る限りのことをさせて頂い

ております。

# ( 旭川から 旭川市 山下 芳正・歌代子

入会は平成15年で、当時19歳の息子が交通事故で亡くなり、青野先生と一緒に危険運転致死傷罪を求めて裁判を取り組みました。結果、5年の求刑に対して2年10か月と言う判決が出たのですが、以来この会の皆様にお世話になり、微力ながら何か出来ないかと考えております。今日のこの総会も札幌の方を中心に、大変な準備から全部やって頂いて、本当に頭が下がる思いでいます。

旭川で高校生がひき逃げにあったという事件があ り、地元ですので公判傍聴などしています。

今年2月に私の母親が90歳で亡くなりまして、天国で私の息子と会っているのではないかなと思っております。

(※以下は夫人) 息子が亡くなった時に、この会に入って色々と助けられて、本当に感謝し、今でも忘れません。この会をずっと継続させて頂いて少しでもお手伝いできればと思っています。

# 母を亡くして10年 夕張市 永野 準二

今年で母を亡くして丁度10年になります。また明日は母の日で心が重たいです。これからもこの会の活動に微力ながら協力してがんばっていきたいと思うので、よろしくお願いいたします。

# ( 今も体の不安が 江別市 若林緋沙子

私は出来るだけ長生きをして、家族のために何が出来るかなということを考えながら生活しております。

事故で2回ほど手術をして、首に金属が入ってい るのですが、その中間がグラグラなので、手術をし ましょうかと言われ、深刻に悩んでいます。また、1 番上と2番目の骨を留めてある金属が付けたままな のですが、骨粗しょう症になった時に、無理に留め た金属で骨が砕けるのではないかとか、本当に寒気 のするほど恐ろしく、心配になってきて、物を片づけ なくてはとか色々考えます。事故に遭い体が不自由 になり、見た目は元気にしています~私はそれが取 り柄だと思っています~が、先々のことを考えると、 皆さんも同じように、不安や恐怖を抱いているので はないかと思います。明るいことをお話しできれば いいのですが・・・。ただ、私の家の周りに畑があり、 耕運機で起こしてくれたので、また何か苗を植えて、 リハビリ代わりに太陽に当たって骨密度を上げるよう に頑張ろうと思っています。

#### 会員交流会での発言④

# 犠牲を無にしない私たちのとりくみ

# ○ 交通犯罪に甘い社会 西区 高橋 雅志)

平成13年に娘を亡くして、この間、青野弁護士をはじめ前田さん、被害者の会の皆さんには非常にお世話になりました。テレビや新聞などで、酔っ払い運転やてんかんによって人を撥ねたとか色々な事件を見ますが、その結果の判決が、この間の真島さんの事件のように、危険運転に5年というような馬鹿げた判決が下されるような日本だから、交通事故が無くならないのですよ。何とか交通事故が無くなるよう活動していきましょう。

# (いい加減な診断 厚別区 本間 りつ子

私は、夜間にはねられ、17~18メートル先に飛ばされました。加害者は時速10キロで走っていたと言いますが、10キロではボンネットに上がるわけがないと思います。車の屋根まで飛ばされて、車の前部も破損しているのに、加害者がでたらめ言ったのか、(被告側の顧問の)医者の診断は、検査もせず、いい加減で、ただのむち打ちにされてしまいました。そのために後遺症として外傷性てんかんとか、斜視とか障害がいっぱいあり、今はヘルパーさんがいないとどこにも行けないような危険な状態です。

その日に現場検証に連れて行かれ、加害者がいい加減なことを言い、警察も、私が意識混濁状態でぜんぜん分からないのに、私が指示説明したということになり、検察庁にまで上がってしまいました。だからもう警察や検察庁、被告の弁護士、すべて信じれず、ずたずたの気持ちになってしまいました。また、夫もいなくて母子家庭だったので、色んな後遺症が出て大変な状態で、息子が大変な思いをしましたし、今も大変です。

#### (※以下、荻野さんからの関連発言)

本間さんと私は最初に受診した病院が同じなのです。二人とも相当ひどい状態だったのですが、入院もさせられず転々とさせられました。本当に怪我をした人の初期治療がきちんとなされていたら短期間で治ったのにと思うのですが、(この問題が)放置されている状態です。ですから、お医者さんの協力があれば、専門的な交通事故のお医者さんが出れば、本当に未来はあるなと思います。

# (心に響くパネル展示 白石区 小野茂)

いのちのパネル担当の小野です。昨年は函館や 室蘭など長距離の展示がありました。函館の方は、 函館警察の方から直接連絡が入り、免許試験場など でもどうですかとお願いしてやって頂きました。その つながりで柳谷さんの娘さんが講演しているはずで す。そういう広がりを見せています。

このみんなの声が集まった1枚1枚は、かなり訴える力があると思います。同じ場所で毎年開いていますが、時期を少しずらせば、違う人がたくさん見て頂けるようです。お金は、北海道共同募金会からいただいて活動しているので、お金の続く限り続けていきたいと思っています。まだご参加されていない方、どうぞ参加して頂けたらなと思います。何度も繰り返して皆さんがおっしゃっていることは、自分たちと同じ被害をもう出さないで欲しいということ。その願いは全部このパネルに入っています。

昨年、うちは13回忌が終わりました。早いなとか 思うのですが、もう13年経ったかなというような感じ がしますね。

# 人生が変わってしまいました 北区 真島 和子

いつも助けて頂いてどうもありがとうございます。 以明が亡くなって本当に人生が変わってしまったと 思います。以明のために何が出来るかと思い、参加 させて頂いています。一人でもこんな悲しい思いを する人が出ないように、微力ですけどもお手伝いし ていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

## 弁護士から

#### 弁護士 青野 渉

交通事故の被害の方の相談を受けることが多く、今日もここに来る前に寝たきりの遷延性意識障害になった方の相談を聞いていまして、意識障害の方3件、脊髄損傷でやはり寝たきりの方の裁判とか、死亡事故の方、高次脳機能障害・脳外傷の方も2件、他にも視神経損傷方が2件・・・。

私ども弁護士が出来ることというのは、ご遺族から相談を受けて、刑事と民事の法律的な手続きを支援するという限られたことなので、損害賠償とか、刑事手続きで相手を重い処罰にするというのは、解決に多少は役に立っていると思うのですが、それで救われるということではないので、非常にもどかしく、弁護士としてなかなか出来ないことが多いという感じを受けています。刑事事件に関しては、特に法律的には出来ることはずいぶん増えましたが、やはり皆さんが受けた精神的な被害に対しては、出来ることは何もないので、こういう被害者の方の集まりで皆さんが話し合うということはすごく大事なこと思います。

#### 会員交流会での発言⑤

# 犠牲を無にしない私たちのとりくみ

そして、この会が、一つひとつの事件についても 色々助けて下さいますし、被害に遭う方をゼロにす るということを目的にして活動をしていることが素晴ら しいと思います。皆さんの講話を聞いた子どもたち が、命は大切だと感じています。やはり交通事故は、 運転する加害者側に自分勝手な所があって起きてい ます。車が、あっという間に人の命を何十人でも奪 ってしまうものという自覚をしないで車を扱っている 人が多すぎるので、少しずつでも、それはダメだと いう活動を地道に行っていることが素晴らしいと思い ます。

私は弁護士として出来るだけのことをしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

# 量刑判断に保険加入はおかしい 副代表・弁護士 内藤 裕次



弁護士事務所に、昨年9月に1人弁護士が入り、現在は3人でや立ます。 事件も近います。 私の世紀ではます。 私の世紀ではます。 私の事件

で、最初14級できたのですが、不満があるということで、確かに私が見ても大変な状況だったので異議申し立てをしましたら、11級になったケースがあり、認定が下りたばかりでした。これから賠償請求や裁判など、私の方も被害者の方のお力になりつつあるかな、などと思っています。

一つ、やはりこれはどうかと思ったのが、量刑理由で「保険に入っているから」ということで軽くされることです。残念ながら刑事の実務では、弁護人になれば当然のように任意保険に入っているから軽くしてくださいと必ず言いますし、たいていの判決ではそうなっているのが実情ですが、私自身はそれはおかしいと思っています。刑事での有利な事情というのは、やはり被告人自身が真摯に謝罪をしたとか、当たり前のこと以上のプラスがなければ有利に扱うべきではないと考えます。その程度によりますが、少なくとも任意保険は当たり前で、入っていない方が逆におかしいと、前々から思っていました。

今日皆さんのお話を伺い、事故が起きてまだ間も ない方、時間が経っている方、怪我の方、死亡の 方、様々いらっしゃる中で、特にお辛い気持ちをお話し頂いた方もおり、すごく感謝しております。また来年もこの総会があると思いますが、その間、何か出来るという方はご自分自身の出来る範囲で行って頂けたら良いですし、まだ立ち上がることは難しいという方は、それはまたそれで良いと思いますが、少しでもこの会を通じて癒しが出来ればと考えています。

(※交流会の発言は、録音を基に編集者(前田)の責任で 要約させて頂いています。失礼などあればご容赦下さい)

いのちのパネル展 感 想

★自分もよくニュースを見ます が、いつも他人事だと思って見 ていました。今回このいのちの

パネル展で、心を打たれました。命の尊さ、儚さ・・・、とても悲しい。一瞬で砕け散る命。交通事故はざんこくだ。 最近は命に対して軽くあつかう人間が多すぎます。交通事故なんて要らない。無くすためにはもっと強く世間に訴える必要があると思います。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたします。(10代、男性)

★私もかなり前に友人を事故でなくしました。事故は尊い 命を一瞬のうちになくしてしまいます。

一人ひとりが思いやりの心をもって安全運転に気を付けましょう。(50代、男性)

★パネルを全て読みました。一瞬にして命が失われてしまう交通事故。何も罪をおかしていない人が死んでいっているという事実が、すごく悲しいことだと感じました。私は今、看護師を目指し専門学校に通っています。医療従事者になる人間として、交通事故は防げなくても、1つでも1人でも助けられる命があるのなら全力で助けたいと思いました。このパネルを通して、命の大切さを改めて感じることができました。ありがとうございました。(18歳女性)

★パネルを読んでいて、とても胸が痛く、涙が出そうになりました。改めて事故の恐ろしさを実感しました。パネル 展にとてもたくさんの人が足を止めていました。今後もこ



旭川西イオンでの「いのちのパネル展」 7月6~9日

のような展示が あると、や安全を 転のことをわると ってくれるとけいと ほしいと思 す。

(旭川西イオン にて、20代女性)

# \*\*\*\* 出席出来ない会員からのお便り \*\*\*\*\*

- ◆この度はありがとうございました。 (札幌市 MM)
- ◆すでに予定が入っていて出席出 来ません。皆様によろしく。

(札幌市 SA)

- ◆ご無沙汰しております。仕事の ため欠席します。もし旭川近郊で 何か催しがあれば、お手伝いした いと思います(旭川市 TM)
- ◆H23年12月、脳腫瘍の手術を し、札幌まで外出できず欠席しま す。総会に集まりました皆様には、 くれぐれもよろしくお伝え下さ い。 (江差町 YS)
- ◆出席出来ずに申し訳ありません。 (旭川市 NH)
- ◆会報送付など、いつもありがと うございます。予定があり、本年 も欠席で申し訳ありません。皆様 によろしくお伝え下さい。

(上川町 SM)

- ◆いつも会報をお送り下さり誠にありがとうございます。早いもので、息子が交通事故死以来今年は17回忌を迎えます。私達夫婦もだいぶ年を取りましたが、元気で余生を送っております。会報が届くたび当時を思い出し、悔しさがこみ上げてきます。前田代表はじめ役員の皆様、いつまでも御元気でお過ごし下さい。(函館市 TK)
- ◆会報を送って下さり、心より感謝致します。私も病と共に元気です。私の右手の指先は、事故の後遺症の為なか思うように動きません。でも「なせばなるだわ」と自分に言い聞かせて、食事も洗濯も一人で頑張っているのではないでしょうか。車を運転している人達

に声を大にして言いたいです。自 分は大丈夫、事故をおこさないと 思う人が、一番他の人に迷惑をか けると言うことを決して忘れては ならないと思うのです。一度事故 に遭うと後遺症が残ります。泣い ても叫んでも激痛がおそいかかり ます。私は神経が全身をあばれま くって痛められているけど、一日 中ではないのです。激痛がおそう 時は夜中でも起きて病に耐えて頑 張るしかないので、痛みがなく眠 っている時が一番幸せなのかも知 れません。今は週に2回デイケア に通って楽しく過ごさせていただ いています。そんな時でも激痛が おそいますが、それも私の人生と 思えるようになって来ました。何 しろ80歳ですから。今会報は運 転する人に、「気をつけて運転し てね」と、ばあちゃんの笑顔であ げていますが、「気をつけるよ」 と喜んでもらってくれます。それ では、被害者の会の皆様も車に気 をつけて下さい。(釧路市 MT) ◆いつも会報を送付していただき ありがとうございます。定期総会 ですが、仕事の都合で出席できま せん。 (札幌市 IT)

- ◆歩行者が犠牲になる信じがたい 大事故が続発し、日々胸がはりさ ける思いです。遺族の悲しみ悔し さ無念さは永遠に消え去ることは なく、家族を奪われた自身の苦し みも10年経ても決していやされ ることはありません。会員の皆様 には少しでも心が安らげる時が多 きことをお祈り致します。
  - (札幌市 SY)

◆いつも活動ご苦労様です。ご自 分の大切な時間を使って活動を続 けられるのは大変な事と思いま す。どうぞお身体を大切になさって下さいね。皆様に温かくして頂いた事感謝の思いです。有難うございました。皆様にお会いしたいのに体調が優れず残念です。

(札幌市 OS)

◆会に出席出来ず、ただただ申し 訳なく思っております。一日も忘 れたことない我が子の事故死、不 憫な子を思い続けて今月の26日 で50年になります。一つの区切 りとして、尚、新たな気持ちで家 族全員が集合し、無事故で健康で 生きることを誓ったところでござ います。(中略)毎日のように繰 り返す納得のいかない重大事故発 生に対する怒りが込み上げてきま す。何で、どうしてと自問するも、 私一人では解決にはなりません。 只独り言で終わってしまいます。 今までの政治に対し、警察の取り 締まりに対して言いたいことがご ざいます。それは、被害者の立場 を思っていないということです。 責任は国にもありです。最近一人 の若者からこんなことを耳にし感 心しました。「無免許運転と酩酊 運転は死刑にすべし。走る凶器と 知っているのだ。だから日頃真剣 にルールを守り運転しているの だ」と。若者も厳しく事の重大さ を捉えているのです。

被害者ご家族のみな様のご健康と亡き方々のご冥福をお祈り申しあ上げます。 (小樽市 KE) ◆仕事の都合で出席出来ず、申し訳ありません。(札幌市 KA) ◆会報送って頂き、ありがとうございます。遠くにいるので申し訳ありませんが欠席します。いつか出席したいと思っております。

(釧路市 OM)

いのちのパネル 展 in 伊達 伊達市では初 のいのちのパネル 展が「だて歴史 の杜カルチャーセ ンター」を会場に

開催され、地元紙「室蘭民報」(8月1日) で紹介されました。





輸得の痛ましさを伝えている「いのちのパネル原

# 交流会での報告から 「命の大切さを学ぶ教室」の講師を務めて 江別市 高石 洋子

「命の大切さを学ぶ教室」 は道警の被害者支援の事業 ですが、私も、自分が今出 来ることは、これから免許を 取る若者たちに命の大切さを 教えることだと思っていますの で、一生懸命協力させて頂い ています。



生徒さんに、いつも、免許

を取るということは、自分の命を守るだけでなく、人を乗せたらその人の命も絶対守るということ、「助手席」という言葉の意味の大切さ、車を買うということは、スピードを出せて格好いいとかではなく、たくさんの責任を負うこと、などと話しています。

そして、一生懸命がんばって生きていれば、一生懸命がんばる人たちがその周りについてきて、励ましあうことが出来るけど、ふてくされて生きてしまったら、ふてくされた者同士が集まって、そこには良いことは何も起きない。だったら一生懸命生きている方が良いと伝えています。

私は、亡くなった息子の友人たちを通して感じた ことをお話していて、その話がきっと子どもたちの心 に響いたのか、川口くんという中学2年生の子の感想 文が、第1回目の作文コンクールでが全国1位になり、 高校1年生の女の子も3位というとても素晴らしい成 績を収めて下さったことに、頑張っていて良かったと 心から思いました。今まで報道されたどの記事よりも 嬉しく、たくさんの友だちから「読んだよ」とメール がきて、すごく喜んでくれたことにもびっくりして、講 話はもう嫌だと言っていた時もありましたが、「洋子 ちゃんが頑張っていたことは、こういうことに結びつ いていて、やっぱりすごいんだよ」と言われたこと が嬉しかったので、まだもうちょっと頑張ろうかなと 思っています。そしてこのまだ10代の若い子たちが、 人の話を真剣に聞き、その言葉一つ一つをきちんと 覚えて文章に入れてくれていることに深く感動します。 だから、私たちはやっぱり大事なことをしているんだ なと思います。今は前田代表と白倉さんなどが担当 していますが、自分も話したいという方がいれば、 ぜひ前田代表に名乗り出て頂きたいなと思います。

#### 「命の大切さを学ぶ教室」について

警察庁の啓発事業で犯罪被害者等基本法(注1)に基づき、政府の犯罪被害者等基本計画(注2)に位置づけられた事業です。道警は2011年より本格実施し、当会会員が講話した「教室」は、1年間で、中学校25校、高校17校、受講生徒数は1万4345人に及びます。

#### 「気づいたこと」

苫小牧市立光洋中学校 2年 かわぐちともき 川 ロ智基

僕は今回の命の授業を終えて、自分の今までの考え方が間違っていたと気づいたことが二つあります。 一つ目は、「自分の命の重さ」ということです。

もちろん僕は、自分の命を軽く考えたりしたことはありません。でも、それは自分がまだ死にたくないからということが中心の考え方でした。自分の命は自分のものだから、どのような使い方をしてもいいという考えだったのです。

ところが、命の授業でのお話を聞いているうちに、 自分の命は、決して自分だけのものではない、今ま で、僕を支えてくれた、両親や先生方、友人などた くさんの人と共有しているんだということに気づい たのです。もしも僕が死んでしまったら、悲しむ人 がたくさんいるということに気づいたのです。そし て、これからも僕は、多くの人たちと関わりながら 生きていくのです。ということは、命を共有する人 が増えていくということです。

こんなことに気づいてしまったら、僕は自分の命 を粗末になんかできません。

僕が死んだら、苦しいのは僕ではありません。悲しむのも僕ではありません。僕を支えてくれているたくさんの人たちなのです。

だから、僕は今後、どんなに辛いことや悲しいことがあったとしても、周りの人たちに感謝をしながら、力強く生きていこうと思います。

気づきの二つ目は、「周りの人たちへの思いやりの心」ということです。

例えば、僕たちが、つい他の人に使ってしまう「死ね!」という言葉があります。これが良くない言葉とは、今まで思っていました。でも、なぜ良くないのかという理由について、深くは考えていませんでした。もし、「なぜ良くないのですか」と質問されたら、「死ねというのはひどいことだから」などということしか答えられなかったと思います。

でも、今は違います。「死ね」という言葉は、相手の人だけでなく、その人を支えている人たちの全ての気持ちを否定することになるのです。そして多くの人たちが悲しむことに「自分は関係ない」といっていることと同じです。死んでしまってもいい人間なんて、この世界に一人もいないのです。どんな人にも生きる権利と周りの人に応えながら生きる義務があるのです。

こう考えると「死ね」などという言葉を軽々しく口にできません。もちろん、どんな人でも必ず死を迎えます。これは、逃れることはできません。だからこそ、生きている今この時を大切にしなければならないと思います。

僕は、このようなことを気づかせてくれた講師の 方に、とても感謝しています。

【国務大臣 • 国家公安委員会委員長賞】

#### 「命の授業」

北海道有朋高校単位制課程 1 年 ひらきあきと 開 美 里

「拓ちゃん 骨になっても格好良かったよ」。私達に講演して下さった高石洋子さんはおっしゃいました。息子さんである高校 1 年生の高石拓那くんを、残酷な事件によって亡くされたのです。

「命の大切さ」という言葉を、私達は日頃ドキュメンタリー番組や評論・小説などでよく目にし、耳にします。しかし、これまでにこの事について真剣に考えた事はあったでしょうか。

今回の講演で私が今、当たり前に生活している事が、どれだけ恵まれていて、どれだけ満ち足りている事なのか、改めて実感する事が出来ました。また、それと同時に、世の中には理不尽な事が沢山溢れているという事実も知りました。

今回講演をして下さった高石洋子さんは、8年前に最愛の息子さんである拓那くんを残酷なひき逃げ事件によって失いました。

どれ程苦しかっただろう、どれ程辛かっただろう、 どんな気持ちだったのだろう、そう考えると胸が痛みます。きっと私達には、はかりしれない程のものだったと思います。高石さんはかけがえのない息子さんを亡くした事を、素直には受けとめられなかったとおっしゃっていました。私も実際に大切な人を失ってしまったら・・・そう考えただけでも恐ろしいです。「悲しい」というより「恐ろしい」といった表現の方が適当な気がします。

私はひき逃げをした犯人が、たったの懲役 2 年 10 ヶ月だったと聞いて戸惑いを隠せませんでした。自分の犯した罪を反省し、すぐに自首した人よりも、罪を隠し逃げた人の方が罪が軽いなんて、どう考えても絶対におかしいと思うからです。

この法律の矛盾に立ち向かったのが拓那くん

の友人達です。彼らは、何日も何ヶ月も休みの度 に街へ出て署名運動に精を出しました。その甲斐が あって数年後には法律が改正されたのです。

私は、彼らの強さや優しさ、そして拓那くんの人望の厚さにとても感銘を受けました。私にはそこまで尽くしてくれる友達はいるのだろうか、正直そこまでしてあげられるのだろうか、沢山考えさせられました。

そして、逃げだす事なく真正面から友達の死を受け止めた彼らを、私はとても尊敬します。私と同じ年で大切な人の死を乗り越える事は、決して容易な事ではないと思います。そして今もなお息子さんのために、このような素晴らしい講演活動を行っている高石洋子さんは、本当に素敵なお母さんだと感じました。

今回の講演のおかげで、本当に沢山の事を得ることが出来ました。楽しみや喜びだけでなく、悲しみや苦しみであっても、当たり前に生きている全てがどれだけ幸せなことなのか気づく事が出来ました。

今まで私は「生きる」ということが当たり前すぎて、その幸せに気づく事が出来なかったのだと思います。今日が終われば明日が来る。それが当たり前

だと思って過ごしてきました。

しかし、今回、「命の大切さを学ぶ教室」で話を聞いた事で、私自身の中で何かが大きく変わった様な気がします。とても大切な事に気づかせてもらいました。私はこれからの毎日、一分、一秒、一瞬を大切に悔いの残らない様、懸命に生きていきたいです。 【警察庁長官官房長賞】

## 初めての講話

札幌市 高橋 利子

5月18日午後7時、千歳高校定時制、初めて生徒さん80人の前で、私の体験を話す機会を頂きました。

短い時間と言葉で 簡潔に話せるのか、 高校生に理解しても らえるように話すこと が出来るのか、とて も不安でした。しか し、裁判が終わって



から2年が過ぎ、何の活動もしてきませんでしたから、 ロードキルについて、私なりに話すチャンスかもしれ ないと考え直し、次のような話をしました。

- ・私の長女は高速道路上での事故で、何故命を喪わなければならなかったのか。
- ・高速道路における安全性とは何か。ロードキルが原因の人身事故が多数起こっている事。
- ・高度成長を目指した為の車優先社会がもたらした、ともいえるこれまでの誤った道路作り。
- ・スイスの例をあげ、野生動物にも配慮した道づくりこそが、人をも守ることに繋がり、本来の道づくりである事。
- ・重大な事故を起こす人間の多くは、交通規則を 日頃から無視していること。
- ・生命は自分一人だけのものではないということ。

年齢も環境も違う高校生の皆さんですが、私の眼を真っ直ぐな眼差しで見てくれて、時にはうなずきながら本当に真剣に、聞いてくれました。

始まるまでは、緊張と不安で一杯でしたが、話し終わった時には「長い時間聞いてくれて本当に有難 う」という感謝の気持ちで一杯になりました。

これからの人生に、心の片隅にでも記憶していて くれたら、と願っています。

<u>【注1】犯罪被害者等基本法</u> (2004 年 12 月 1 日制定) 第二十条 (国民の理解の増進)

「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名 營又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解 を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。」

【注2】第 2 次犯罪被害者等基本計画 (2011 年 3 月 25 日 閣議決定)第1章第5の1の「国民の理解の増進」の項

「警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養等に努める・・・」【警察庁】」

ミニコラム

# 任意保険と有利な情状

# 副代表 内藤 裕次(弁護士)

#### 1 はじめに

交通犯罪について、加害者(被告人)が任意保険に入っていることが量刑上有利な事情になるでしょうか。刑事事件の実務では、ほとんどの事件では、弁護人の弁論において「任意保険に加入している」ことが減刑を求める理由の一つになっているという感覚があります(統計を取ったわけではないので、あくまで感覚です)。

しかし素朴な感覚からは、任意保険に入ることは 今日当たり前なので、減刑理由にはならないだろう とも思えます。そこで、この点について考えてみまし たが、実は結構難しい問題なのです。

#### 2 任意保険の場合

任意保険に入っていると何故量刑で有利になるかというと、将来、被害弁償が見込まれるからだそうです。では、被害弁償がなされると何故量刑上有利なのでしょうか。これについては、責任の根拠論、刑事政策などのいろいろな観点から説明されるのですが、大雑把に言って、①被害弁償されたという客観的事実によって法益の侵害が事後的に回復された(この立場を突き詰めれば、弁償に際して反省の意思は不要である)、②弁償に際して反省の意が表れたので、責任などが事後的に減少する、という考え方があるようです。

あくまで私見ではありますが、被害弁償が量刑上 考慮されることにより、被告人の示談へのインセンティブが増し、被害者の被害回復が促進されるという 効果もあるので、被害弁償が量刑に考慮されること は肯定的に考えます。

実際に日常的に経験することですが、刑事事件になると頼みもしないに積極的に示談金を提示してくると言うことは、よくあることです。その背景は、被害弁償が量刑上考慮されるからです。交通犯罪の被害者は、お金の問題ではないと考える方が多いですが、反面、金銭的被害を被った事件では、被害回復も軽視できません(交通犯罪でも同じであり、一家の支柱を失ったケースでは、金銭的補償は無視し得ないでしょう。)から、被害弁償が量刑に考慮されるという暗黙のルールそれ自体は否定できないと思います。

#### 3 任意保険の場合

では任意保険の場合はどうでしょうか。被害弁償の観点からは、任意保険に入っていれば、保険会社が賠償金を支払うので、支払い能力は確実だから、すでに賠償したのと同じである、と考えることが出来るかも知れません。

しかし、①の立場から考えても、実際に賠償を受

け取るまでは、後遺障害の等級、過失割合などを 巡って裁判をするケースもあるわけですから、任意 保険に入っていること=既に弁償済の状態、とは、 ほど遠いということができます。従って、すでに賠償 したのと同じとは言えません。

また、任意保険の給付は、被告人自ら賠償資金 を調達して弁償したものではなく、犯罪前に締結し た契約に基づき給付されるので、②の観点からも「反 省」の余地を入れることができず、この観点からも 量刑上考慮される根拠にはなりにくいと思います。

従って私は、<u>任意保険の契約をしていることを有</u> 利な情状として考慮することは、否定的に考えます。

学説上も、量刑判断の実際(原田國男著、立花書房)では、「交通事故の業務上過失致死傷の事案においては、強制保険及び任意保険により、損害賠償がなされることが一般化してきたため、損害賠償をするのは当然であって、そのことが特に有利な情状とはならなくなりつつあり、むしろ、任意保険に加入していないため、十分な損害の賠償が出来ないことが被告人に不利な情状になる」という見解が述べられていますので、任意保険契約を有利な情状として強調することは、主流ではないと思われます。

本の紹介

# 「ウインの希望のものがたり いつもあなたのこども」

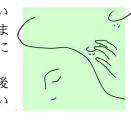
小栗 幸夫 著

じゃこめてい出版 1200円+税

著者は、ソフトカーの研究実践を進める千葉商科大学教授。「脱・スピード社会」を著し、2009年、当会主催のフォーラムで講師をされました。(会報30·31号参照)

「突然世界が消え・・・わたしは風になりました」「愛する

わが子を奪われる悲しみと、いのちを守ろうとする思いから生まれた再生の物語」と表紙の帯に記されたこの絵本のモチーフは、前記札幌での講演の際に、最後のスライド(右)で紹介されていたものです。



私は通販サイト「Amazon」に次の書評を投稿しました。「私の娘もこの物語のウインです。読み終えて、事件当時のことを思い出しました。17歳だった長女が、前方不注視のクルマに轢かれて、私たちの前から突然消えてしまうという悲嘆と絶望の中、こんな不条理を繰り返してはならない、娘は天国に旅立った時から私たち夫婦だけの子ではないのだ、世界の人の子どもなのだ、そう考え始めたのです。ウインは風になった長女でもあり、「悲しみを知る者の希望」の原点を問い掛けてくれる、優しい世界の子どもたちです。」 (前田)

## 交通犯罪被害者の尊厳と権 利、交通犯罪・事故撲滅の ための要望事項

2012年5月 北海道交通事故被害者の会

#### 1 救命救急体制を万全にすること

1-1 医療活動のできる高規格の救急車(ドクターカー)および医療専用機(ドクターヘリ・ドクタージェット)を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること

1-2 そのためにも、救急救命士の医療的権限 の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病 院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、 さらに遠隔地医療の充実などをはかること。

#### 2 公正で科学的な捜査を確立すること

2-1加害者供述に依存した「死人に口なし」の 不公正捜査を生まないよう、「事故処理」では なく「事件捜査」として、物証に基づいた捜査 を徹底すること。事故原因を徹底狩門すること。 科学的捜査に基づき公正な裁判を行うこと。

2-2 被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期(実況見分調書は1~2週間以内)に開示すること。

2-3 \_科学的捜査と原因究明のために、検視 検案に際しては、CTなど画像検査や薬毒物検 査を義務化し、医師が的確に死亡診断し、解 剖の必要性を判断する仕組みをつくること。 遺族等へ配慮し必要な情報提供や相談ができ る体制を作ること。死因究明を専門的に行う 機関を一元化して設置すること。生体鑑定に ついても同様に万全にすること。

2-4 科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダー(事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる)の全車装着義務を法制化すること。

2-5 公訴時効制度は、逃げ得を許し、被害者 が望む公正な裁きを損なう悪しき制度である。 時効撤廃の対象には、危険運転致死傷罪と自 動車運転過失致死傷罪なども加えること。

#### 3 被害者の①尊厳が護られる権利②知る 権利③司法手続きに参加する権利 ④被害か ら回復する権利の擁護

3-1 事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。

3-2 新設された被害者参加制度の制度趣旨を 徹底し、被害者のために柔軟に運用すること。 犯罪被害者等基本法前文および第18条の趣旨 並びに被害者参加制度の実施を受けて、公判 前整理手続に被害者ないし被害者参加弁護士 が出席できるようにすること。

さらにすすめて、捜査、公訴提起、刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに、かかる権利の実現に資する制度、例えば、捜査情報の提供を受け捜査に参加する権利の確立や検察審査会の機能と権限の強化等をはかること。また、新設された損害賠償命令制度の適用対象を、過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大すること。

3-3 被害者に対する損害賠償が適正に措置さ れるように、保険賠償制度は国が管理する自 賠責保険に一本化し、対人無制限など充実さ せること。自賠責保険の支払限度額や給付水 準を抜本的に改善するとともに、公正な認定 がされるように機構の改善をはかること。交 通による後遺症が正当に診断・認定され、適 正な治療および補償がされるよう医療機関へ の指導を徹底すること。事故による流産もし くは帝王切開術に対する保障、およびその結 果発生する後遺障害に対する保障について早 急に整備するなど、労災保険の認定基準に準 拠している現行の認定基準を抜本改定して十 全な損害賠償を実現すること。経済的支援と 合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援 を含めた被害回復の補償制度を確立すること。 3-4 脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄

液減少症を重大な後遺症として積極的に認定する制度を構築すること。これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大すること。遷延性意識障害の当事者を介護する療護センターの充実をはかること。高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実と一般就労支援窓口の充実をはかること。

3-5 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。加害者の刑事罰、損害賠償および保険制度においても胎児の人権認め、保障を万全にすること。

3-6 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害 直後から恒常的に支援を受けられる公的機関 の整備・充実をはかること。当会のような被 害者団体の活動に財政的支援が受けられる制 度を整備すること。

#### 4 交通犯罪を抑止し、交通死傷被害ゼロを 実現するために、刑罰を適正に改めること

4-1 自動車は、その運転方法いかんによって は、凶器となる。そして、危険な運転によっ て重大な被害をもたらすことは、これまでの 幾多の事件により 明らかである。危険な運転 行為を行い, その結果, 死傷の結果を生じた のなら、他の過失犯よりも重い処罰をするこ とが、交通犯罪抑止のために不可欠である。 交通犯罪は特別の犯罪類型として体系化する こと。危険運転致死傷罪については、目的な どの主観的要素の要件を緩和するなど、危険 な運転行為一般に適用 可能な内容に改正する こと。「自動車運転過失致死傷罪」の最高刑を 大幅に上げること。死亡事件の最低刑を懲役 1年以上とすること。飲酒によるひき逃げの 場合の、「逃げ得」という矛盾を生まないこと など適正な刑罰とすること。

4-2 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。刑法211条2項の「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は廃止すること。

4-3 危険で悪質極まりない飲酒や薬物使用での死傷事件を撲滅するために、厳罰化とともに事故の際の運転者の飲酒検査の徹底や血液検査を制度化すること。飲酒の違反者には「インターロック」(アルコールを検知すると発進できない装置)装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。

#### 5 免許制度について

5-1 運転免許取得可能年齢の繰り上げ (バイクも18歳へ)や教習課程の抜本的見直し、さらに「運転適性検査」(医学的など)の義務づけなど、免許付与条件を厳格にすること。5-2 免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反を繰り返した場合や違反による死傷事故を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと

#### 6 命と安全が最優先される社会の実現

6-1 安全の課題を交通の「円滑」と同列視せず、生命尊重を貫くこと。交通安全対策基本法に基づく「交通安全基本計画」の目標を「交通死傷被害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完全に絶つ施策を講じること。そのために、運輸安全委員会の調査対象に一般の自動車事故を加え、車の安全性能の問題や道路構造の問題など、事故原因を徹底究明し、被害ゼロへの方策を明らかにすること。交通安全基本計画の専門委員に交通事犯被害者団体の代表を加えること。

6-2 車道至上主義を改め、歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境など、二重三重の安全対策を講じて被害ゼロを実現すること。自転車道・自転車レーンの整備を急ぐこと、幹線道路での歩車分離、通学路や住宅地、商店街など生活道路においては、クルマ通行に優先権を与えず、速度を30キロ以下に抑制するなど、速度抑制と歩行者優先を徹底すること。交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号への切り替えを100%を視野に速やかに進めること。ロードキルが原因の交通事故被害を根絶するために、高速道路における野生生物の侵入防止対策を万全にし、一般道路においては速度抑制を徹底すること。

6-3 自動車事故被害が深刻な事態となる根本要因は、クルマ依存と高速走行を最善の価値とみなすスピード社会である。速度抑制が基本に据えられないITS(情報通信技術を活用した交通システム)推進ではなく、全てのクルマに、道路状況に応じ段階別に設定した速度抑制装置(リミッター)装着を義務づけるなど、抜本的な速度抑制のための制御を進めること。

6-4 運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、監査を徹底するとともに、悪質違反や重大人身事故を惹き起こした場合の罰則強化など行政指導を強化すること。職業運転手の労働条件を悪化させ、因って安全運転管理に逆行する交通運輸産業の規制緩和政策および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を早急に見直すこと。

6-5 事故原因解明と再発防止のため、行政指導に必要な情報開示を徹底すること。

6-6 公共交通機関網を整備し、クルマ(とりわけ自家用車)に依存しない安全で快適な生活を実現すること。 以上

# 願いの実現めざし・・・・・・・・・・関係機関に要請

# 6・15 危険運転致死傷罪の適用要件 緩和など交通事犯の刑罰適正化を要望

4月京都府亀岡市で起きた無免許運転による惨事を機に、超党派国会議員による危険運転致死傷罪など刑法見直しの機運が高まっており、会では要望事項の4-1項を、先行して法務大臣および「危険運転致死傷罪を考える国会議員の会」(会長、大畠章宏衆院議員)に緊急提出しました。提出窓口は、この超党派の会の呼びかけ人の一人でもある道選出の荒井聡衆院議員(民主党北海道総支部連合会代表)にお願いしました。

# 「危険運転致死傷罪の適用要件緩和など交通事犯 の刑罰適正化に関する要望」

- (1) 自動車は、その運転方法いかんによっては、 凶器となる。そして、危険な運転によって重大な被害をもたらすことは、これまでの幾多の事件により 明らかである。危険な運転行為を行い、その結果、 死傷の結果を生じたのなら、他の過失犯よりも重い 処罰をすることが、交通犯罪抑止のために不可欠で ある。そこで、交通犯罪は特別の犯罪類型として体 系化すること。
- (2) 危険運転致死傷罪については、目的などの主観的要素の要件を緩和するなど、危険な運転行為一般に適用可能な内容に改正すること。
- (3)「自動車運転過失致死傷罪」の最高刑を大幅に上げること。死亡事件の最低刑を懲役1年以上とすること。
- (4) 飲酒によるひき逃げの場合の、「逃げ得」という矛盾を生まないことなど適正な刑罰とすること。
- (5) 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、 起訴率を上げること。刑法211条2項の「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は廃止すること。

※なお、刑法改正に法務省が動きはじめましたので、 緊急要請を申し入れたところ、8月22日に谷博之法務副 大臣に直接お会いできることとなりました。報告は次号 で致します。

# 6・27 道警との意見交換会

6月27日、道警会議室にて意見交換会を行いました。世話人会から、前田、小野、内藤、内山、荻野、金本の5名が出席。道警からは、横山博暁交通企画課課長補佐はじめ、交通捜査課課、犯罪被害者支援室など3課が対応しました。

要望書を提出し、捜査や被害ゼロの課題について要請しましたが、今回は特に怪我の場合の捜査 段階初期対応について、会員の切実な体験から以下の点を具体的に指摘・要請しました。

■直ぐ現場に行き、頭部を打っている可能性を踏まえながら救急車を呼び、救急隊員に引き継ぐなど、適切な医療と診断につながるよう、初期対応を万全にすること。加害者の言うなりに、軽い事故と判断したり、安易な対応をしないこと。

- ■加害者側(加害者と損保)言うなりの不公正な 実況見分調書とならないように、証拠保全をしっ かり行うこと。
- (頭部外傷などの場合)症状が後から出ることもあるので、加害者側との対応は慎重にすることなど、被害者家族にきちんと伝えること。
- ■症状が後から出たり、事故時の記憶が戻ったりして、最初の実況見分調書のやり直しなど求める場合、どこに連絡をすれば良いのか、問い合わせ先など、知らせておいて欲しいこと。
- ■警察の「被害者支援要員制度」(「交通事故発生後、精神的に動揺している被害者等に、警察職員が付き添い、各種手続きの説明等の活動を行います」(道のパンフより)があることを被害家族に周知すること。

これに対して、交通捜査課 関課長補佐は、理解を示し、「被害者の立場からの対応を徹底するよう、現場を指導したい。問題があれば連絡して欲しい」との心強い発言がありました。

# 7・3 法務省ヒアリング 〜被害者参加について要望〜

法務省刑事局より、2008年12月から施行されている被害者参加と損害賠償命令制度について、被害者団体にヒアリングの案内があり、7月3日、代表の前田と、裁判員裁判で両制度を体験した真島両名で法務省へ赴きました。与えられた時間は30分。刑事法制管理官を前に、下記要望8項目について理由を付して述べ、後半は真島さんが体験から具体的に指摘しました。

# 「司法手続きへの被害者参加など犯罪被害 者等の権利を護るための要望」

- 1 心情の意見陳述の対象者を、さらに叔父叔母 甥姪の親族へ拡大すること。
- 2 被害者等による公判記録の閲覧及び謄写について、公判前の閲覧謄写も、運用ではなく法律で定めること。
- 3(前項に関連して)交通事故調書の当事者への起訴前 早期開示を可能とすること。
- 4 公判前整理手続に、被害者参加人という新た な訴訟当事者として位置づけられた被害者ないし被害者参加 弁護士が出席できるようにすること。
- 5 裁判 員裁判となった場合、原則連日開廷という短 期集中審理の弊害で被害者参加の意義が失われるケース がある。審理にかかる期間・日数は十分に確保すること。
- 6「損害賠償命令制度」の適用対象犯罪を、過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大すること。
- 7 被害者参加人にも旅費、宿泊費等を支給すること。
- 8 被害者参加人にはその資力にかかわらず国選 弁護士を付けることが出来るよう法改正すること。

※なお、南幌の白倉さんが「交通事故調書の早期開示を求める会」として、同様の主旨を6月26日の法務省ヒアリングで要望しています。

# 願いの実現めざし・・・・・・・・・・関係機関に要請

# 7•18 関係各省大臣宛 要望書提出

総会での確認を経た「交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項」(p13)を、関係各省(内閣官房長官、警察庁長官法務大臣、国土交通大臣)宛、7月18日付で提出しました。提出の窓口には、昨年同様、荒井聡衆議院議員(前記)にお願いしました。

# 8・10 道知事宛要望書を提出

8月10日、前田代表、小野・内藤両副代表の3人 で、道知事宛要望書提出を行いました。

応対したのは伊藤邦宏道環境生活部長はじめ、 くらし安全局長、交通安全対策課長など関係部局。

はじめに, 道内における交通死者数が昨年同期 比で増となっている事など被害の常態化に対し、 今こそ「ゼロ」への抜本的施策が必要であること を強調しました。続けて、道への要望書の13項目 について具体的に指摘。怪我をされた方の初期診 断・治療が加害側損保会社の圧力で不当に軽く診 られ、大変な苦しみを余儀なくされている実態を 示し、関係部局に調査と改善を指導すること。脳 外傷による高次脳機能障害および脳脊髄液減少症 を重大な後遺症として積極的に認定するための方 策、遷延性意識障害者のための療護センターの増 床、そして通学路など安全問題では、被害ゼロの 北海道にするため、道独自の速度抑制策の実施、 歩行者優先の「ゾーン30」や歩車分離信号の全面 的推進、そして自転車レーンの設置推進などを強 調しました。

これに対して伊藤部長は「(要望のあった) 13 項目は、一つ一つ納得できることなので、関係部



や機関でしている。
を機関でしている。
を表すると
を表する。

# 「逃げ得」の無い法整備を求めて ~議連と法務大臣面談の報告~ 高石 洋子(飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を 求める遺族・関係者全国連絡協議会共同代表)

6月13日に「危険運転致死傷罪を考える超党派の会」の勉強会に参加いたしました。この日は事故遺族の意見聴聞という事で、名古屋のブラジル人の飲酒・ひき逃げ・無免許・・・での被害ご遺族、京都亀岡市での未成年無免許で3人(胎児は人とみなされず)死亡の事故のご遺族、そして全国交通事

故遺族の会の副会長が、危険運転致死傷罪の見直 しを求める意見を述べました。

この議連は、私達にとって「待ってました」と思うもので、少し昂ぶった気持ちで皆さんの意見を聞きました。議連の会長代行・平沢勝栄議員は「危険運転致死傷罪の法の穴を埋めましょう!!」とおっしゃいました。皆、熱くなり「これは歴史的に凄い事になるかも!!」と思うくらい一致団結を感じました。



議連後の6月26日、第8回 法務大臣面談をし、署名簿を提出して来ました(写真)。滝実大臣との面談は30分程と短いものでした。

今回提出した署名は6万4373筆で、累計59万199 筆となりました。皆様に助けて頂いた署名がこんな 大きな数字になりました。感謝の気持ちで溢れてい ます。ですが、どれだけ集めたら法務省は動くのか と、心が折れそうです。

大臣は今回議連が出来たことに触れて「国会で整理してもらうのが良い。法務省としても過去の判例を分析している。危険運転致死傷罪の付帯決議で「拡大解釈はまかりならぬ」というのが在る為今の枠の中でやるのは厳しいと思う。最高裁判例には例えば時速 20 キロでの事故であっても危険運転が適用されている例がある。その様な判例も分析していく。今年に入ってから同じような事件が多発している。社会に対して警鐘を鳴らしていかないとならない」と述べられました。

また、谷博之法務副大臣は「警察庁で 9 月をめ どに免許証の交付の方法を全面的に見直す事が議 論されている。危険運転での4つの既存の類型に、 運転するさなかに意識を失う持病の持ち主が運転し た場合についても議論を深めたい。今の危険運転致 死傷罪は限定的な法律となっている。それを見直す のは法制審で行うのが良い」と述べられました。

私としては、「逃げ得の無い法整備をお約束します。」と言って欲しかったですが、今回も、ハッキリとした事を言ってもらえませんでした。また、チャンスを伺って大臣と面談したいと考えています。

そして、8月7日、再び超党派の議連総会を傍聴してきました。法務省が法改正を9月にも諮問するとの報道を知り、期待をもっての上京でしたが、危険運転への適用拡大は一部に留まり、逃げ得の矛盾解消などは不透明との状況を聞き、非常に不安です。

皆様には何時も見守って頂き大変心強いです。有難うございます。これからも宜しくお願いいたします。

# 編集を終えて・・・・

■胸の痛む日々が続きます。前号(4月)以降も、 無免許の18歳少年が集団登校の列に突っ込み、4人 (1人は胎児) 死亡、7人重軽傷の被害を与えた京都 亀岡市の事件など、悪質危険な運転による被害が後 を絶たないからです。旭川でもこの6月、パトカー に追跡されて脇道に逃げ込み、30キロ制限の市道を 90~100キロで暴走、一時停止の標識を無視し、 清水縁さんを死亡させるという正に危険運転による 被害事件がありました。■亀岡市の被害遺族 中江さ んなどは、悲しみと無念の中、危険運転致死傷罪適 用を求める署名活動を行い、21万人以上の声を関係 機関に届けました。(札幌の佐藤京子さんは、今回も 即座に街頭署名に出て、北からの声を届けました。 高橋利子さん、真島和子さんも協力しました)■中 江さんたちは、同じく危険運転致死罪の適用要件拡 大を求めていた名古屋の被害遺族、眞野さんともつ ながり、その訴えは、「危険運転致死傷罪を考える超 党派議員の会」へと進展。北海道の会も前記(p14) のように要望書を提出したところです。■そして、 動き出しました。8月7日の報道記事によると、法務 大臣は危険運転致死傷罪の適用条件拡大などを法制 審議会に諮問することを言明したのです。■しかし、 今回の見直しに、現在の危険運転致死傷罪のそもそ もの矛盾~自動車運転において傷害罪と同じくその 「故意性の立証」を求めている~を改める点があい まいなのが気掛かりです。■2001年に被害遺族が 声をあげて設けられた危険運転致死傷罪ですが、法 自体の不備とその不適切な運用の為、該当交通犯罪 に対する適用率が極めて低く、平成22年度の同罪検 挙数は336人(うち致死罪は31人)にすぎません。 正に「絵に描いた餅」となっているのが実態です。 ■最高刑が7年にすぎない自動車運転過失致死罪の 引き上げや「逃げ得」を無くする法改正も含め、こ れまでの幾多の犠牲を無為にすることなく、全面的 な刑法改正が強く求められます。■このような不条 理が何故改まらないのか、との思いが募る中、7月1 3日の北海道新聞の評論記事が目に留まりました。 「近代刑法貫く「意思責任」、結果軽視の弊害修正を」 と題された佐藤直樹氏の指摘は本質を突いており、 私たちが一貫して要望している「結果の重大性に見 合う刑事罰」「交通犯罪を特別の犯罪類型として体系 化すべき」ということの根拠を示してくれています。 ■以下は佐藤直樹氏の評論の抜粋です「意外に思わ れるかもしれないが、近代以前のヨーロッパでは『結 果責任』といって、故意だろうが過失だろうが、「人 の死」という結果があれば刑罰は同じだった。なぜ ならば当時、犯罪は共同体の人的つながりを危うく する『困った状態』であり、刑罰とはその状態を修 復し、元に戻すことであって、個人の事情は一切考 慮されなかったからである。」■さらに同評論は、近 代刑法が「意思責任」の原理を採用し、過失の罪を 故意の罪に比べて極めて軽くした「理由」について、 刑法学者の澤登佳人さんの説を紹介しています。「近 代にいたって資本主義が全面展開し、当時のブルジ ョアジーにとって、災害や事故発生の危険度の高い 鉱山、鉄道、自動車運輸、重工業などの創設・経営

を、安全管理を適当にサボりつつ安上がりにおこない、その結果生じる災害や事故の法的責任追及をさせないことが必要であったからだ」と■かけがえのない命が真に大切にされる正義の社会への一歩となるよう、働きかけを一層強めたいと思います。(前)

# 金の日誌

2012.4.6. ~8.10.

#### ≪会合など≫

4/11、5/9、6/13、7/11 世話人会・例会 4/13 会報38号発送 5/12 定期総会、会員交流会 6/27 道警との意見交換会 7/3 法務省ヒアリング 8/10 道知事宛要望書提出

#### ≪訴えの活動≫

- ◆ 4/17 札幌工業高校 4/24 追分高校 4/25 旭川 東栄高校 4/25 旭川市 相談員研修 5/16 江別高 校 5/23 北海少年院 6/26 月形刑務所 7/6 札幌 市立澄川中学 7/20 札幌市石山中学 7/23 紫明 女子学院 7/24 月形学園 (前田)
- ◆ 4/26 江別高校 5/8 新得町立屈足中学 5/31 千歳中学 6/26 札幌市立信濃小PTA 7/9 帯広 第一中学 7/17 江別市立大曲中学 7/18 恵庭南 高校 7/20 札幌市立西岡中学 (高石)
- ◆ 5/18 千歳高校定時制(高橋)
- ◆ 6/25 北広島西高校 7/6 三笠高校 7/24 苫小牧市立明倫中学 (白倉)
- ■処分者講習での講師 4/19 荻野 5/24 前田 6/29 荻野 7/19 前田

#### ≪いのちのパネル展≫

① 4/3~9 白石区民センター ② 4/9~13 道庁ロビー ③ 4/13~19 豊平区民センター ④ 5/7~13 厚別区民センター ⑤ 5/14~18 北海道大学 ⑥ 5/21~25 北海道自動車短大 ⑦ 5/26~6/1 道尚志学園高校 ⑧ 北海道大学 ⑨ 7/2~6 旭川市庁舎 ⑩ 7/7~9 旭川西イオン ⑪ 7/10~16 旭川フィール ⑫ 7/30~8/3 伊達カルチャーセンター ③ 8/4~7 室蘭ぷらっと・てついち

#### 《是非ご参加下さい》

世界道路交通犠牲者の日 北海道フォーラム 「交通死傷ゼロへの提言」

- ■11月18日(日)13:15~15:45
- ■「かでる2・7」(北2西7) 520研修室

WHO(世界保健機関)が提唱した「世界道路交通 犠牲者の日」(11月第3日曜日)に連帯し開催する当 会主催の公開フォーラムです。(入場無料) 当日の構成は、①ゼロへの願い(被害者の声)

②ゼロへの提言 ③ゼロへの誓いの3部構成です。

#### 「いのちのパネル展」今後の予定

- ★ 8/31 ~ 9/12 上富良野町社会教育総合センター
- ★ 11/20~24 札幌駅地下歩行空間

※21日、交通安全母の会が行事を予定